

第200回内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成20年12月17日(水)午後1時30分から
- 2 会 場 ホテル信濃路
- 3 出席者
漁場管理委員12名
漁業者代表：三枝守、中澤章、古川薫美、松木照武、松本義明
採捕者代表：塩澤美芳、橋詰武、増澤久和
学識経験者：沖野外輝夫、片野修、竹原文子、平林公男
事務局
中村書記長 他3名
- 4 会議事項
 - (1) 議事録署名委員の指名
 - (2) 遊漁規則の一部改正について(諮問事項)
 - (3) 区画漁業権免許の決定について(諮問事項)
 - (4) 増殖指示量の決定について(決議事項)
 - (5) コイの移動禁止指示の延長について(決議事項)
 - (6) オオクチバス等の再放流禁止指示解除申請について(決議事項)
 - (7) その他

沖野会長あいさつ 議事に入る。

沖野会長 それでは議事に入ります。恒例ですけれども、最初に議事録署名委員をお願いしたいと思いますが、今回は、橋詰委員、それから竹原委員、お二人をお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは(1)の「遊漁規則の一部改正について」、志賀高原関係だそうですが、これを事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 はい、ありがとうございました。何かご質問ありますでしょうか。

塩澤委員 これはイワナの種類は。

事務局 イワナですが。

塩澤委員 ヤマトイワナだとか・・・

事務局 イワナの場合、種では分けておりませんので。形態的にはここで見られるのは両方です。

沖野会長 よろしいですか。

塩澤委員 はい、すみません。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。場所は大分奥の方で、知っているらっしゃる方は知っているんですが、なかなかわかりにくいところだと思いますが、いかがでしょうか。これは知事からの諮問ということですので、よろしければこの原案どおり、差し支えないということで答申をしたいと思いますが、よろしいですか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 それでは申請のとおり認可してよい旨の答申をさせていただきます。ありがとうございました。

では、続いて(2)ですが、「区画漁業権免許について」、以前にこの場でも議論していただいた諏訪湖と、それから白樺湖にかかわるものです。では事務局の方からお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 今のご説明の10ページ以降の方は、今回の答申とは関係ないんですが、たまたま新聞にこういう記事が出たので、確認ということでご説明していただきました。とりあえず前半の区画漁業権の免許にかかわるところについて、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。これも何回かこの席でやっておりますので、経緯については最初に説明していただきましたが、今回は知事からの諮問に対する答申という形で正式に決めるということです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

出席者一同 はい。

沖野会長 ではここにあるとおりに、申請のとおり免許することを答申するということにしたいと思います。ありがとうございました。

後半ですが、この際に何か、何人かの方は前の委員会に出ていらっしゃるわけですが、新しい方は知らなかったということもあるかもしれない。ご質問があればこの際していただいて結構ですが。ちょっと新聞だけを見ていると、何だろうというふうに思われた方がいるかもしれませんが、経緯は、今ご説明いただいたように、187回のこの管理委員会で決めたことにのっとってやっていることだということです。よろしいでしょうか。また何かご質問があれば、事務局の方に伺っていただければというふうに思います。ではどうもありがとうございました。区画漁業権免許については、申請のとおり免許することということで答申したいと思います。よろしく願いいたします。

では続いて、(4)「増殖指示量の決定について」、これについても、これは方法ですけれども、前回もご説明いただいておりますが、事務局の方から今回の説明をお願いいたします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 どうもありがとうございました。今、最後に説明した別紙2の括弧の中、下から2行目の法流の「法」、法にのっとって流すというんじゃなくて、放す方、放流、誤植です。

事務局 すみません、申しわけございません、誤植です。

沖野会長 今のご説明ですが、最初の増殖指示量の決定方法については、前回もお話、説明していただいて議論しているところですが、今日はその原案というものを討議していただくということですが、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

片野委員 ちょっとわからない点があるので教えてもらいたいんですけども。この今の説明ですと、基本的には、要するにお金の観点からどういう収入があったのかということに基づいて放流量が決まってくるという話なんですけど。別の見方から言うと、例えばある魚を1,000

匹とったら、それを補う分ぐらいまた放流するとか、増やすとか、という観点もありますよね。もちろんこれは法律的にはそうではないのかもしれないけれども、今、漁獲量のその把握の問題がちょっと、結構水産的に問題になっているんですよね。というのは、国の統計事務所がいろいろな魚種の漁獲量というものをこれまで公表してきたんですけども、行政改革の中でもうそれをしなくなると。例えば遊漁についてはもう見ないとか、あとサケ・マス類については、種ごとにやっていたのをもう全部まとめて出すとか、これからさらにどんどん、統計事務所の行政改革に伴って漁獲量というのが出なくなってくる可能性があるんですよね。県なんかの場合は、そういうのは、別に把握しているんですかね。つまりそれぞれの漁協がどういう魚種をどれだけ漁獲しているというあれは。

事務局 漁協ごとに報告はいただいております。

沖野会長 報告義務があるということ。

事務局 法律上の義務ではないんですけども、漁協ごとにそういうことに努めなければならぬというようなことがありますので。

片野委員 そうすると遊漁の部分もある程度把握しているんですか。

事務局 数値とすれば含めた形で入ってきますけれども。

片野委員 そうですか。では長野県はかなりしっかりやられているということですね。だから僕が言いたかったのは、こういう収入から見ていった義務放流量をずんずんやっていく中で、それぞれの川で本来いて、水産的にも重要な魚種が、何か減っていくとか、特に減っていくとか、いなくなるとか。そういうことがあると、あまりよろしくないんじゃないかなと思ったんですね。だからそういうものも、その漁獲量とかを見ればある程度把握できるというふうに考えればいいんですね。

事務局 いわゆる増殖効果という点で見ると、なかなか内水面の場合は、ご存じのように、十分に把握できているかというのは難しいところですが、ある点ではそういったようなチェックは入っていると思います。あと、どうしても、片野委員もご指摘でありましたけれども、今回ご審議いただいているのは、法に基づいて漁業権を持っておる漁業協同組合というのは、増殖する義務があると。その義務というのはこういうレベルであるという線を引かせていただいているというところでございます。

片野委員 説明はわかるんです。おっしゃったことはわかるし、別に異議もないんですけども。全体的なその河川の漁業管理といったときに、そういう漁獲量を把握しているかどうかというのはかなり違うと思うので。特に遊漁の面なんかを無視してしまうと、その水産というのはもうどんどん縮小しているということになって、さらに遊漁も無視するともう全然じゃないかということになるんです。そうすると、例えば県なんかでも、水産に割く人員がどんどん減らされたり、水産試験場も長野県の場合はもう十数年ですか、新採がないとか、そういう形になってしまうので、その辺は何か、遊漁を含めてアピールしていくことが大事ではないかと思います。ちょっとそれですけど、意見です。

沖島会長 国の方に報告義務がなくなると、県の方もやらなくていいという話が出てきかねないという。

片野委員 長野県の場合は、まだ水産試験場にも県にも人員がいるんですけど、県によってはもう水産なんかやってないところもあるんです。海にしかないとかね。内水面がもう1人もい

ないとかという県もあるんですね。ですから、そういうところではどんどん水産業が廃れていくし、そういうところで養殖業をやっていたり漁業をやっている人は、何もサポートされないというケースが出てきているんですね。だからちょっと言っただけです。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。今回は、決めていただくのは、この5ページから8ページのところの総括表の、ここの(案)と書いてありますので、この案をとっていいかということと、それから10ページのところの増殖指示量、これも原案と書いてありますので、これをとるといってご了解いただければ、そういう形でまとめさせていただいて、その案のとおり指示を出すということになります。

三枝委員 この指示量の決定については、過日、各単協さんの方へそれぞれアンケート調査があったと思いますが、そのアンケートの回答の中でこういう試算を全部積み上げて、特に異論がなかったという、そういう理解でよろしゅうございますか。問題点があったところもあるかと思いますが。

事務局 具体的に申しますと、漁場管理委員会の事務局の方でお示した原案に対して、4つの漁協さんがちょっと変えてほしいという内容のお話がございます、それは調整の上、現在ここに出しております案については、すべての漁協さんがこれでいいということをご了解をいただいた内容になっております。

沖野会長 よろしいですか。

三枝委員 そういう形の中で、実は私も委員ですが、実は犀川漁協の組合員でもありますが。うちの組合の関係では、増殖補償金の関係で一つ考えてもらいたいというコメントを出してあるわけなんです。実はこの漁業の補償金で、固定的な補償金があるんですが、これは補助金というか、助成金というか、中電とか電力会社からいただいている固定的なもの。それと短期的に発生する河川工事に伴う漁業補償の問題があるんですが。

この後者の河川工事に伴うところの漁業補償金については、実は工事施工者の方で、工事完了届の中でその実施した資料を添付して発注者に報告しろという、義務づけられているということで、うちの方もこのお願いをした経過があるんですが。その単年度にすべて補償金を増殖事業に振り向けて対応しているということで、そのバックデータとして実際に放流している資料を添付して報告しているということがあるので、この指示量の運用の中では、過去5年間、最高・最低を切り捨てて3年間の実績ということになるので、もしこういう単年度の補償金の収入を5カ年間の中で繰り入れていくと、ちょっと単年度決算でそれが繰り越しになると、剰余金で、税金でみんな持っていかれてしまうわけですが、漁協としては、そういう経過がありますので、繰り越し、これ認められておりませんので、ちょっと問題ではないかということでコメントを申し上げた経過があるんですが。ひとつそういうことはご配慮いただいてあるかどうかということです。

沖野会長 いかがでしょうか、事務局の方で把握されてますか。

事務局 はい、単年度ごとでやりますと今おっしゃったような問題もありますし、もとのつきまして、遊漁料収入そのものが非常にどうしてもでこぼこしてしまうということがありましたので、前は、実は前の3年間のみを計算しましょうというふうに指示を出していたときがありました、それではやはりそういった問題が起きるということがあって、5年分をとったうちの最大・最小にしましょうというのが、平成15年のときに委員会として、ではそういう

方向に変えましょうというふうになりまして。そこで、いわゆるそういった問題は考えましようという形で受けまして、その後やっておりますので。一応計算上は、私どもは、今回は各漁協さんにお示ししましたのは、この1ページにあります「増殖指示量の決定方法等について」に基づきましてやらせていただいたということでございます。ですので、その中での勘案はされているというふうに考えておるんですが。

沖野会長 直接関与していらっしゃらない委員の方はちょっとわからない面があるのかなという気がいたしますが。とりあえずは各単漁協の方と相談の上で、最終の原案を出されているということですので、今後そういう個々の問題が起こったときの対処というのは、どういう形で今までされていたんでしょうか。

事務局 協議の中でそういうようなお話があったときには、その内容をもう一回精査させていただいて、それがどういう内容のもので出てくるかによってということになりますけど。今回、先ほど4つがございましたけれども、増殖目標金額そのものの算定について、これが、ちょっと問題があるといいますが、考え直していただきたいということではなかったと思います。

沖野会長 今日のは増殖指示量についてということなんで、平均的な数字で出されているということですから、直接、ここに盛り込まれている話ではないような気もするんですが。個々に単年度でそういうことが起こるといえる場合があると。

事務局 今後もし起きる場合におきましては、それは内容をどうしても変更しなければならない場合は、こちらの方の事務局の方に言っていただいて、会長の指示を受けながらということと・・・

沖野会長 会長というか委員会の指示を・・・

事務局 委員会ですね。場合によって委員会で間に合わない場合がありますけれども、1ページの運用についてのところで、1のところで、ただし、やむを得ない事由により増殖方法の変更等を行う必要が生じたときは、漁業協同組合は、その変更等の内容を委員会に報告し、その指示を受けるものとすると。で、事務局は、1のただし書きの報告があった場合は会長に報告し、その指示を受けるものとするということがありますので、そのようなことは当然、起きたときはこれをもって対応するというふうに考えております。

沖野会長 こういうふうに対応すると。三枝さん、よろしいですか。

事務局 全体論としては、ただいまご回答申し上げたとおりの方向性といいたしたいと思いますけれども。先ほど三枝委員の方からご発言のありました中身の、漁業補償金につきましては、本来あるべき収入が欠損する部分について、その要因たる者から補い供される金額が、本来あるべき上限ということでございますので、その部分について、かなり高額に残るといふようなことがありますと、それは補償金そのものの算定の仕方ということにも入ってまいるといふふうに考えざるを得ない部分が出てくると思います。通常ですと、そうしたことはなく算定されると思われまますので、一般的に、そしてまた現在までにおきましても、この補償金の額そのものの高低については、特段配慮すべき中身の性格のものではないというふうにお考えいただきたいというふうに思っております。

三枝委員 今の事務局のご説明の中で、固定的な、ある一定の企業からの対価補償、漁業補償というものは、それは読めると言うんですよ。ただ、突発的に出た工事補償金をこの中に織り

込んでもらうというのは、ちょっと問題があるのではないかと。そのことを申し上げているんです。

事務局 工事補償金につきましても、基本的にはその漁獲量もしくは入漁料の減少を補償するということになると思うんですね、補償金の根源たるゆえんは。したがって、そのことも該当する漁協さんにおいて、収入が減少する分相当額が補償されるという考え方に基づいて行われておりますので、基本的な考え方としては、そのように考えていかざるを得ない。ただし、特段の事象があった場合については、ご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

沖野会長 個々に対応するということですね。何が起こるか、将来的にはわからないので、指示量を計算する場合にそれを含めて乗せることもなかなか難しいかなという気がするんですけど、それは過去のいくつかのデータをもとにして入れていくということしか、指示量の場合には計算のしようがないということになると思うんですが。

三枝委員 基本的な理論はわかりませんが、ただ私が先ほど申し上げたのは、その工事に伴う補償金については、工事施工者の関係で、発注者に対してその支出の費用明細等の参考資料を添付して出すということで、その単年度にもらったやつは全部放流事業で使ってしまったというわけ、使用してしまっている。それをその中に、これからの増殖事業の金額の中に上乗せするということは、ちょっと考えてもらいたいです。そういうことなんです。

事務局 指示されました指示量を、必要な指示量を確保するために計上された予算を上回って当該年度に支出してしまったものの取り扱いが、今のご質問の趣旨かと思われましても、その関係については、先ほど申し上げましたように、極めて特段高くそうしたものが発生したということになりますと、それは単年度のものについて、使われてしまっておりますけれども、要するに指示期間であります5カ年間何年かのところでの配慮については、今後、具体的にご相談をさせていただきたいと思っております。一般論としては、補償料の考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。

沖野会長 個々にそういうケースが起こったときには、その都度、それに対応することを協議するということになるんですかね。

事務局 先ほどの運用の中でございます。

沖野会長 今のことに関連してでも結構です、ほかの委員の方、いかがでしょうか。当事者にならないとわからない面があるようにも思うんですが。とりあえずは、今後の、これは5年間の増殖指示量の内容については、今の決め方でいくとこういう案になって、単漁協にも一応相談の上で最終的な原案というのが提示されているわけですが、今、三枝さんの方から、特にあるケースが起こった場合には、その都度、これからも対応すると、委員会で対応することになるんだろうと思いますが、そういうこともあり得るということをお含みいただいて、この増殖指示量の指示について、原案どおりお認めいただければ、ここではこの原案で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 よろしいでしょうか。それでは9ページの増殖指示量についての指示ということで、別表1にある原案、この原案の原案をとっていただいて、指示量とさせていただきたいというふうに思います。個々のケースについては、また事務局で対応していただいて委員会にか

けていただくということをお願いしたいと思います。議事録の上には、今の三枝さんのお話も残るといことになりますので、参考にしていただければと思います。

それでは増殖指示に関する件については、それで原案どおりに取りまとめをさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それから、先ほどちょっと事務局の方から説明があったコイの移動禁止指示にかかわること、「コイの移動禁止指示の延長について」、事務局の方からお願いいたします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 どうもありがとうございました。大分件数は少なくはなっていますが、確実になくなっているという段階にはなっていないと。検査方法もまだ未確定の部分があるということ、大事をとってもう1年延長するというのが次善の策かなという気がしないでもないですが。何かご質問、ご意見、はい、どうぞ。

三枝委員 持ち出し禁止の内容はわかったんですが、これと増殖事業の、増殖の関係との兼ね合いは、やはりこういう指示を出す以上は、増殖も自粛をしろという、そういう理解でよろしゅうございますか。

事務局 これをお認めいただければ、戻っていただいて、先ほどの資料3の11ページの別紙2の3の括弧づきのところのような形で、やむを得ないという形で、指示の中に入れ込みましてこのような対応をさせていただくことになると思います。

三枝委員 はい、わかりました。

片野委員 ちょっといくつか質問があるんですけど、まず今の件に関連しますと、例えば健全、菌を持っていないということが検査されたようなコイを、漁協が、今、放流することは自由ですよね。この文面から見れば。

事務局 自粛をお願いしてはいますけれども、その確認をした上でということになると思いますけれども、やってはいけないということではありません。

片野委員 そうですよ。ただ、ここで見ると県内の公共用水面から持ち出しはできないから、そうすると県内の養殖しているところで、それがかかっていないからといって持ち出すことは、この指示内容からはできないですよ。

事務局 公共用水面に限るお話でございますので、はい・・・

片野委員 県外ならいいことになりますよね。へ理屈だけど、この文章からいえば。例えば岐阜県のダム湖で大丈夫だということになれば、そこからこの漁協が買い付けて川に放流するというのは、いいことになりますよね。

事務局 委員会としてそのような指示の内容にはなっておりません。あくまでもまん延防止のために、長野県内の漁場の公共用水面に管轄を持っているのが長野県の漁場管理委員会ですから、そこからの持ち出し禁止指示を出しているということです。ですから、岐阜県でそれをどう考えるか、ちょっと、私、今、岐阜県の様子を知らないのはいけません。

片野委員 どこでもいいんだけれども、それはプライベートな養魚場である場合もあるし、それでどこかの水産試験場がうちのは大丈夫だというようなことで、うちのコイは大丈夫だと、無菌のコイをつくったとも言ったとして、それを買い付けてきて放流するというのは、この禁止指示の範囲外ですよ、基本的にはね。

事務局 範囲外です。

沖野会長 これはあくまでも県内から持ち出すことは禁止と。

事務局 県内の、はい、今この水域から生きたまま出して運んで、ほかのところへ持っていくというのはやめていただきたいと。

沖野会長 全国都道府県の各委員会でもこういうのをそれぞれにやっているわけですね。

事務局 そうです。

沖野会長 ということは、実質的には県外から持ち出すことはできないわけだから・・・

事務局 基本的には農水省の方で各県の漁場管理委員会にそういう要請をしておりますので。

三枝委員 ちょっと片野委員さんと関連があるんですが、先ほど片野委員さんが、よその県、こういうことは極端なんです、県内の中で、ここで言いますと、先ほどもご説明があったんですが、公共用水面云々ということで、前提としてはそういうことだと。そうすると個人の所有地、池というのは対象外だという説明がございましたよね。

事務局 この指示は対象外です、はい。

三枝委員 そうすると個人の養魚池でコイの稚魚を養殖したと、そこから持ってきて河川に放流するのは、持ち出し禁止の、この文書の中でいくと当たらないと思うんですが、それはいいですか。

事務局 対象外になります。

三枝委員 対象外ですね。

片野委員 この件では、うちもちょっと実験で使おうかなと思ったこともあって、養殖研なんかともやったんですけど。その放流に関しては特に規制はないんですよ、今のところね。国レベルで。で、あと、それは置いておいて、この場合はあれですよ、コイを釣って食う分には全然構わないわけですね。

事務局 構いません。

片野委員 構わないわけですよ。それで病気まん延という点からしても、コイをどんどん食べていった方がいいような気もするんですよ。ただこの場合は、生きたままコイを持ち出してはいけないんだから、釣ったらすぐしめてということになりますよね。

事務局 そうですね、はい。

片野委員 それを生かしたままどこか飼っていくとかというのはだめだということになるわけですね。

事務局 そうですね。

片野委員 いろいろな意見があるんでしょうけど、僕はちょっとコイに関してはかなりおさまつてきているし、それからちょっとコイだけ何だか随分厳しいような気もするんですね。アユなんか結構病気の中でも放流したり、何かいろいろやっているのに、そういう気もします。だから、この処置を続けるということはあれですけども、いいかげん解除の方針というんですか、もう少し基準を緩めるということも考えたらいいんじゃないかと思っています。

事務局 まずこのKHVがなぜ、今、アユにも魚病があるということのご指摘がございましたけれども、やはり持続的養殖生産確保法の中で特定疾病に入っているんだという点がございまして。2ページのところでございますけれども、今、公共用水面以外のところにいる、私有水面のコイについてはどうなるんだという、この委員会指示は該当しないということですけども。そちらの方は逆にここにございます持続的養殖生産確保法の方の縛りが入ってござ

います。そちらに基づいて、場合によると処分命令も出ます、こちらの方は、個人の所有のものであっても、発病ということが確認されますと。あと養殖業者の場合は、状態が悪くなった、調子が悪くなったということを報告する義務もございませぬ、その場合、ということでやはりKHV・・・

沖野会長 ということは管轄はどこになるんですか。

事務局 私どもでやっております。

沖野会長 同じところで。

事務局 ですので、そういう区分けの中ではやっておりますので、どうしてもほかの、どうしてもこの特定疾病に入っているという中では、ほかの入ってない魚病と同じ体制をとるといふことはちょっとできないと、私はそういうふうを考えております。

片野委員 先ほど疑わしきを96件調べたとありましたけど、それはほとんど白だったんですか。

事務局 ほとんどではなくて、3件以外は違ったということです。

片野委員 大丈夫だったということですね。

事務局 そうです。

片野委員 では全体的には感染してないコイが多くなっていると。例えば野外で泳いでいるやつ、池でも川でもいいんですけれども、そういうのをとってきて調べたということもあるわけですか。

事務局 それも調べましたけれども、それについて、先ほど申し上げましたとおり、一般のエリアから調べるPCR検査では出ませんけれども、ではそれで、発病はしてないですけれども、キャリアであるか、そうでないかというのを、病理学的に間違いなく調べられているかというのは確立されていませんので。あくまで、先ほど申し上げた96件というのは、発病、要するにぐあいが悪くなった、コイの調子が悪くなったということで調査に行くわけですので、そういうふうな検体、魚体に対して調べて、出てこないという、その調査で出てこない場合は、これは違う原因でしようということがわかりますし、当然、調べている中でわからない場合もありますが、大体そういうときは、これはほかに寄生虫が原因だとか、水質を調べていったら水質に問題があったなというようなことになると。でも念のためにはやはり調べましようということで、KHVの検査もやっているという感じなんです。

片野委員 わかりました。とりあえずはその移動禁止指示の1年延長ということには、私も賛成しますけれども。さっき言った放流等については、かなり今はみんな自粛してやってないわけですよ、実際はね。だからこういう指示内容の細部も含めて、少し今後について検討していただきたいと思います。例えばコイを個人で食べるだけのものであれば、例えばこういう場所ならば生きたまま持ち出してもいいとか、そういうこともあるかと思うし、水域ごとにここはいいとか、そういうふうにして解除していくことも必要ではないかと思ひます。

事務局 先ほど申し上げましたとおり、その前提の調査方法等確立した際には、今おっしゃったような方向もあるのではないかなと思ひますので、私どももそのような会議にまいりました際、農水省の方にもそのような状況が現場から出ているという声を伝えてまいりたいと思ひます。

沖野会長 キャリアの方の識別ができるようになりそうだという話もありますので、とりあえずあと1年、この延長をしていきたいということで、賛成いただければと思ひます。

塩澤委員 諏訪湖の生産するコイだけを諏訪湖の地域へということだそうですが、稚魚はどこから、稚魚の生産をされているんですか。

沖野会長 諏訪湖の場合ですか。

塩澤委員 はい。

事務局 諏訪湖では生産されてないと思います。

塩澤委員 どこから来るんですか。

事務局 それぞれ県内もありますし、県外もあると思いますけれども。

塩澤委員 それはいいんですか。

事務局 構いません。

沖野会長 持ち出し禁止。

塩澤委員 持ち出しだけですか。

事務局 持ち出し禁止ですから。

塩澤委員 それではそこから、有名な佐久のコイはどこから来るんですか。そういうあれなんかはないですか、こう業者間のそういうものでも。

事務局 佐久のコイと、今、佐久の場合は、佐久ゴイという名前でいうならば、ちょっと地域ブランドもとりましたから、その名前を言っているものは佐久で育てられたものだと思いますけれども。ただ、整理させていただきたいのは、そのようなコイがどこからの、いわゆる公共水面から集めてきて、とったやつが来るということにはございませんので、養殖用のコイというのは、みんな持ってきた先は私有水面です。養殖場から来ているものですから、おわかりいただけますか。

塩澤委員 そういう種苗センターというものはあるわけですか。

事務局 各民間の方で種苗を生産されている方がいらっしゃいます。それは県内にもおられます。

塩澤委員 県内もある。

事務局 はい。

沖野会長 ではもし発病していれば、こちらの方の4の生産確保法の方で引っかかって・・・

事務局 もちろん、はい、そうです。

沖野会長 出荷できなくなるということですね。

事務局 そうです。

事務局 強制的措置で、生存しているものについても、同じ私的水面に飼われているものについては、殺処分なりの措置がとられてしまいますので、その責務を改めて負った上で、個人的な水面の方はやっていただいているということです。

沖野会長 よろしいでしょうか、大体ご意見、ご質問が終わったようですので。それではこのコイの移動禁止指示の延長について、21年4月1日から翌年の3月31日まで1年間延長ということで決定させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほぼ議事は終わって、あと残すのは一つとその他なんですが、1時間ほどたちましたので、ここで10分ぐらい休憩してもよろしいですかね。

事務局 はい、お願いします。

沖野会長 では、45分から再開ということにします。

(休憩)

沖野会長 それでは再開させていただきます。(6)のところ、「オオクチバス等の再放流禁止指示解除申請について」、野尻湖の漁協からの申請ですが、これについて事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。何度か委員会でご意見をいただいた形で、解除申請の基準みたいなものもつくってまいりました。それに基づいて解除申請が出されて、それがそのとおりになっているかどうかという現地確認をしたことと、それから若干期間的な問題、それから河川法での中身をちょっと変更したというところの、変更後の確認と。その辺のところは手続上の問題ですが。今、ご説明いただいた中で、何かご質問があれば。

現地を確認してまいりましたので、まず現地に行っていたいただいた橋詰委員、片野委員から何か補足的にお話があれば、橋詰委員、何かありますか。写真はこちらの方、後ろの方に載っています。

橋詰委員 前回行ったときに、まずスクリーンの下の部分からちょっとこうすき間があいているですとかがあって、あとはネットの上げ下げに使う部分でのかぎとといいますか、そういった部分は、事務局の方で確認をされたでしょうか。

事務局 前者の方のお話は、行ったときにスクリーンの、御小屋用水路の方のスクリーンの下部にすき間があるので、そこを砂利で埋めるようにということで指摘いただいたんですが、それについては、このように行ったという、ちょっと今日は添付してごさいませんが、写真はいただいております。

あと後者の方のかぎの件につきましては、管理上の話として、あそこに箱を置くという話でいただいておりますけれども、一応、構造上の、何ていいたほうがいいでしょうか、逃げる、逃げないとはちょっと関係しない部分で、ちょっとそれはまだ写真等でいただいておりますけれども、それは承認されればそのようにしていただくように、お願いするようにしたいと思います。

沖野会長 網を巻き上げるのが手動式なんです、それが外にこう出したままになっているので、いたずらをされないようにということで、それ箱が何かで覆った方がいいだろうという意見を・・・

石田野尻湖漁業協働組合長 野尻湖漁業協同組合の石田と申します。この前はどうもありがとうございました。委員の皆様から指摘があったとおりに、手動式のウインチのレバーはもう外してしましまして、その上からもう箱をかぶせて、勝手にいじられないようにしてあります。これまだ、私、事務局の方に提出してないので、すみませんでした。

沖野会長 ありがとうございます。片野委員はいかがですか・・・

平林委員 すみません、ちょっとよろしいですか。

沖野会長 ちょっと待って、片野委員から現地報告を・・・

平林委員 いや、今の件で。ちょっと話がよくわからないので、どこを言われているのか、どこを言っているのか、全くわからないので、行っている方はわかっているかもしれませ

んけれども、行ってない委員は、どこの部分のどういうところをどういうふうに直しているのかという、実態が全くわからないもんですから、ちょっとこのまま話が進んでしまうと困ってしまいますので、場所を、どこの場所のここですよという形で説明をいただけますでしょうか。

事務局 失礼いたしました。写真でお願いいたします、よろしいでしょうか。場所の方が先ですか、では9ページの方から先に、ごめんなさい。9ページの御小屋用水路の装置2に当たる部分のスクリーンの下が、すき間があいていたということなんです。写真にいたしますと、それが29ページの手前に写っているスクリーンがその対象になったところでございます。申しわけありませんでした。

次に話題になりましたのは、図といたしますと21ページの図になっております、この手巻きウインチとなっている部分でございます。この部分が、ロープの上げ下げをこのウインチを回すことで行うわけなんです、ここの部分が要はそのままに、裸という状態になっているので管理上問題があるということで、一般の人ではこれができないような形に、かぎをかけるなり何なりをというお話で、今はウインチのこのハンドルをとってあるというお話を、今、説明があったところです。まことに申しわけございません。

平林委員 この網がくっついているのは、ついているのは、この池尻川の導水の方ですか。導水のところに二重になっているのと一重のと2つあるんですよ、確か。そうですね。

事務局 はい、池尻川、9ページでいきますと池尻川でございます。

平林委員 池尻川の装置の・・・

事務局 1、2、3。装置1、装置2、装置3。

平林委員 この3つですね。3つについて、この手巻き用のウインチの取っ手をすべてとったという意味ですか。

事務局 そうです。

平林委員 そうですか、わかりました。

事務局 すみません。

沖野会長 よろしいですか。では片野委員、お願いします。

片野委員 現地調査のときはちょうど工事をしている、その水位がかなり低かったんですね。ですから、今後、例えば雨がたくさん降るとか、増水のときにはちょっと、何か問題が出る可能性もあるんで、この辺は県の方にお任せしたいと思います。

それから、発電所のタービンの問題なんですけれども、今のところは、発電所の方はタービンの型は教えてもらえないとか、発電所管内での調査は認められないというようなことで、一つには、それで流出が起こっているという証拠が今のところ何も無いわけですから、そういう姿勢をとられるのもしようがないのかもしれない。

それで、このタービンを外来魚が通過する可能性が今回出てきたわけで、それをどういうふうに扱うかというのは、かなり難しい問題だと思います。流出防止が完全ではないので、野尻湖での解除申請を認めないというのも一つの姿勢、考え方であろうかと思いますが、この委員会では、こういったタービンの問題というのが急に出てきたわけで、以前からこう指摘してきたわけではありません。それから、漁協がこれをすぐに解決できるという問題でもないわけですね。つまり発電所の問題がかなり大きいということがあります。さらに、

発電所を経由しない水路、川についても、スクリーンの網目は1から2.5センチであって、稚魚・幼魚のその流出があるかもしれないわけです。

こういったことから、解除申請は認めた上で、流出の有無については、発電所の下流の関川、それから今回スクリーンを設置した用水路であり池尻川等で、継続的に調査、モニタリングをしていくことが必要ではないかと考えています。それで流出が認められた場合は、例えばスクリーンの網の目を小さくするとか、発電所管内で何らかの処置をしてもらうというようなことで、そういう問題を見た上でまた見直すということが妥当ではないかと考えました。以上です。

沖野会長 どうもありがとうございます。解除の申請の中身については、今、現地調査を含めて確認をとりましたので、とりあえずこの申請を認める、解除申請については委員会として承認するということと、期間はこの間から決めていただいていますように3年間、とりあえず3年間ということで、申請にかかわることについて、そうしてよろしいかどうか、この委員会で最終決定をさせていただきたいと。その後、今、片野委員からお話がありましたように、発電所経由のものがもしかするとあるかもしれないという文献も出てまいりましたので、それを含めて調査を県の方でも継続して3年間やって、その結果を見て再審査のときに参考にしていきたいということになります。とりあえず前半の解除申請について、これを承認していただけるかどうかということをお決めいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

出席者一同 はい。

沖野会長 それでは3年間、期間としては来年の21年4月1日から3月31日と、3年間ということですので、そういう形になりますが。野尻湖漁協の方から出されているオオクチバス等の再放流禁止指示解除申請を承認するというので、この委員会として決定させていただきたいと思います。

その後のことですが、やはりいろいろ後追い調査をしておかないと確認がとれないということもあって、それから発電所の問題がちょっと新たに浮上したりしております。タービンの問題は、どういう形式なのかというのを知る必要があるわけですが、文献でもあるタービンについての結果ということなものですから、それと合っているのか、違っているのかと。今、北陸地方整備局の方から東北電力の方に聞いてもらっています。概略のことは伺っているんですが、細かな点について、まだ、どういうところを知りたいかという問い合わせが来ていますので、それも含めて今後調査をしていきたいというふうに思っております。その辺について、事務局の方から何か補足的にご説明がありますか。

事務局 ありがとうございます。今も片野委員からご意見がございましたし、会長からもご意見がありましたけれども、より逸出防止効果を確かなものにするためには、委員会、県としましても、下流でのバス類の継続的な採捕調査をやるべきではないかと、意見をいただいております。また、先ほどちょっと説明しましたように、普遍的ではないんですけれども、ダメージを受けないでタービンを通るブルーギルがあることを示唆する情報もあるというのを受けまして、事務局としましても下流の関川においては継続的な採捕調査を、委員会、県としてある程度の期間行わなければいけないのではないかと考えております。稚魚の問題もありますので、基本的には、今は電気ショッカーを用いた調査をやらなければいけないん

ではないかと思っております。

それでその調査結果というのは、随時、漁場管理委員会に報告するというをしながら、仮にその調査によって池尻川発電所タービンなりを通過して、関川にバス類が流出していると判断されるような実態が出てまいりましたら、委員会にて審議いただき、発電所、用水路についても、先ほど片野委員がおっしゃったような逸出防止対策をどのようにするか、またこの場でご判断いただくというようなことに、補完措置としてやっていったらというふうに事務局としては今考えておる次第でございます。ただ、どれくらいの期間というのは、やるのが適切かどうかというのはご審議いただければとは思いますが、先ほど会長さんから3年というようなお話もございましたけれども、そのように事務局としては考えております。

沖野会長 というような内容ですが、何か今の件について、ご質問なりご意見があれば伺いたいと思います。

平林委員 この関川でそういった調査をしたときに、それが本当に発電所から出てきたかどうかということはわからないわけですね。そういう可能性もあるので、これはかなり実験的にそういうことをやってみる必要があるのではないかなというふうに思うんですね。ただこの下で捕獲調査をするという形だけだと今のような問題が出てくると思いますので、実際に水路のところでは何かマーキングが何かしたものを流してみ、それが実際に関川の方へ、関川のすぐこの出口のところではどういう形で出てくるのかというようなことを、実験的に調べてみるというようなこともやってみたらいいのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

事務局 ありがとうございます。その件に関してなんですけれども、おっしゃるとおりかとは思いますが、ちょっと状況の中で、資料5の一番最後の32ページの写真をちょっとごらんいただけますでしょうか。参考となっておりますけれども、これは、写っておりますこの上の方から流れてきているこれが関川でございます。左の方に人工的な池があるのがわかるかと思うんですけれども、これが池尻川発電所の調整池です。野尻湖から来た水がここに来るわけなんです。ここから関川に流れ出ている、このもう本当に隣にあるわけなんですけれども、流れている部分がちょっと関川のところでわかりづらいかもしれませんが、下の方の堰堤があって、上の、堰堤が2つ写っていますけれども。その間に川に流れ込んでいるところが、川の中なんですけれども、水路状になっているのがおわかりいただけますでしょうか。草と草の、ヨシとヨシの固まりの間なんですけれども。これで見ますと右側の方から取水するがゆえに、川をこっち側にわざと寄せているんです、これ人工的に。ですのでこの間に、調整池から出ている水というのが、関川の河川内ではあるんですけれども、こうなっている部分がありまして、まずはこの部分というのは一つ見るべきポイントではないかなとまず思っております。

この上流・下流でどういうふうにとれるかというようなことで、一つ目安になってくると。その目安に従って、状況によっては平林委員がおっしゃったような実験的な手法による調査というのも、これは私どもだけではちょっとできませんので、東北電力にお願いしなければいけないという状況で、その段階になったときにはそのようなことも必要になってくるのではないかというふうに考えておる次第です。

沖野会長 いろいろ手法については、委員会でも逐次結果を聞いた上で、また提案していけるかというふうに思いますし、いろいろ考えていただけるだろうというふうに思いますが。やっぱり発電所のタービンがどういう構造になっているのかというあたりが一つのキーポイントにもなるようですので、細かいこと、どこまで教えてもらえるかちょっとわからないところがあるんですが、とりあえずはルートはできましたので、資料を請求するものはしていきたいと。これは事務局と相談しながらやっていきたいというふうに思っています。

事務局 お願いします。

沖野会長 いかがでしょうか。北陸地方整備局といっても、この千曲川河川事務所経由ですので、千曲川河川事務所ですから関川はあまり関係がない水域なんです。北陸全体ということで、東北電力と直接、資料の請求をしたいというふうに考えております。そのほかにも文献がいろいろ、なかなか調べにくいところがあるようですが、あるだろうということもありますので、その3年の間にほかの文献も当たって事例を積み上げていくと。今までにやればよかった面もありますけれども、なかなかそこまで手が回らなかったということで、これから逐次やっていただくということになると思いますが。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では指定解除の承認と、それから今後の調査について、ご承認いただいて、また結果が出次第、委員会の方にも報告をいたしたいことにさせていただきます。どうもありがとうございました。

最後にその他ですが、事務局の方で何か。

事務局 その他でございますが、前回の委員会の際に、片野委員から遊漁料の算定方法の審議をしている際に、遊漁料に関して裁判になった事例があったら調べておくようにということで要望いただいてありました。事務局で水産庁等に照会いたしましたところ、そのような事例はないと、把握していないということで回答をいただきましたのでご報告します。

沖野会長 ないということで、資料もありませんので口頭ですが。片野さん、何か。よろしいですか。

片野委員 前、ちょっと聞いた話は、サクラマスの遊漁券が非常に高いのがあると。例えば富山県とか、新潟県とか、2万円、3万円ですよ。それで抽選をして、当たった人は年券を2万円とか3万円で買うと。それについて、何かいろいろ、何かそういう問題があったんじゃないかというようなことを聞いたことがあったもんですから。また遊漁料に関して、水口委員等からいろいろな意見があったりして、それで裁判になった例があるのかなとちょっと思った次第です。ないということになると、特に大きな問題にはなっていないのかなというふうに思います。

沖野会長 訴訟にはなっていないけど、何かそういう申請があったということも、わからないですね、その辺のところはね。訴訟にならなければ、門前払いになっていると事例としては残らない。

事務局 申しわけございません。私の知る範囲では、遊漁料に対してその額が高いので、あるいは採捕者側、つまり釣り人側から訴えがあったというか、あるいは意見があったという、ちょっと、今、私は思い出せません。

沖野会長 また何か情報があれば、委員会のときにでもご報告いただければと思います。事務局の方ではほかには。

事務局　　ございません。

沖野会長　委員の方々から、今日は大分時間がまだありますけれども、もし何かあれば。

平林委員　すべて審議は終わりましたので、ちょっとお尋ねしたいことだけお尋ねしておきたいんですが。先ほどのコイヘルペスの件ですけれども、96件、問題がありそうだとということで調べられて、この3件だけだったということで、ほかは全く問題ありませんということでお答えになっていましたけれども。先ほどのお話ですと、キャリアのものについては一切わからないということなんですけれども。そこら辺のところ何かこう話が非常に矛盾しているんですね。キャリアかどうかという調査のしようがないという話と、それからほかのものについてはほとんど全く問題ありませんでしたというお答えなので。そこら辺のところは、どういうふうには実際にはやられているのかということ、全部終わった後聞こうと思っていたので、そこら辺のところをちょっと1点お尋ねしたいということと、それから先ほどの放流の決定、これももう決まったことですからいいんですけれども。この中でかなりコイをたくさん放流する義務があるところがあるんですけれども。全体のうちの半分ぐらいをコイを放流する義務がある漁協もあるようですけれども。こういうところというのは、実際には、先ほどコメントがつかましたように、未実施になってもやむを得ないということが先ほど決まりましたので、決まっているんですけれども。そうすると約半分ぐらいはもう未実施ということは、もうこの時点で決まっているようなものなんですけど、その辺のところの扱いはどういうふうになっているのかという、その2点をちょっとお尋ねしたいんですけれども。

事務局　　ではまず1点目、KHVにかかわる検査の考え方、発病しているもの、いわゆるぐあいが悪くなっているものに対する検査のことと、それではキャリアが見つけれないじゃないか、それで完全と言えるのかというご指摘だと思っておりますけれども。先ほどの完全といった言い方が中で確かに語弊があるかもしれませんが。調べているのは、この持続的養殖生産確保法において、このような方法で検査して、そのときにいわゆるプラスになったときに陽性であるという、これはもう法でその後処分というような行政的な、強制的なものにもなるものですから、手法が全部決まっております。なおかつ、担当する職員も、いわゆるテストをやって合格した者でないといけないということになっております。そういった意味で、この96件の例は、それに照らし合わせてやった中ではマイナスであったと。つまり調べた魚は、見た目は健康な魚ではなかったんです。死んだ魚だったりとか、ぐあいが悪くなった魚を調べた96件なんです。ですので、そういう場合であるならば、その手法で見つけられないことはないというのが今の科学的な考え方なんです。ちょっと私うまく言えなくて申しわけありませんでした。

沖野会長　よろしいですか、平林さん。

平林委員　わかりました。

事務局　　これが1点目でございます。

平林委員　マニュアル的にもう決まった手法で、それでネガティブであれば特に問題ないという、そういう判断で問題ないということですね。

事務局　　そうです。

平林委員　わかりました。

事務局　　2つ目のご質問ですけれども、おっしゃるとおり、増殖指示の中でコイについては、

できなくてもやむを得ないということになると思う中ですが、今、放流以外の増殖ということについても、やはり考えていかなければいけない、前回の委員会でも出ましたけれども。片野委員も属しておられます中央水産研究所では、今、産卵床の造成といったような増殖手法について、マニュアルをつくらうということで研究、長野県も入っておりますけれども、やっております、その中にもコイは入っております。これくらいの産卵床を造成すればこれくらいの稚魚が当たるだろうというような形を何とか数値化することで、各漁場管理委員会で出す増殖指示に、次の段階では反映させていこうということでやっております、一つにはそういったような方向からあります。

また、漁協によっては、確かにこれは自分のところではなかなか放流できないと、探してきて放流するとなると、漁協としてやっぱり危険を感じるという中で、水域で、例えば近くの水田で稚魚のコイを育てて、そこで同じ水系の中で、その上流の水を使って育てたコイであれば、いわゆるKHVのまん延というところでは安全じゃないかと。そういう形にトライしてみようというような漁協もごさいます。ですので、それぞれそういったようなことで、コイの増殖ということを大きくとらえて、やっぱり簡単な放流というのはちょっとできないかもしれないけれども、そのような形で進めていくということに考えておる次第です。

平林委員 わかりました。ありがとうございました。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。

片野委員 私どものところで全国の水産試験場と全国内水面水産会議というのをやって、いろいろ情報交換しているんですけども。その中の話題をちょっと、今日時間があるのでいくつか紹介したいと思います。一つはアユで実は新しい病気がはやっていまして、エドワジエラ・イクタルリというんですけども、北米産のナマズ類なんかを寄主とするということなんですけど。実はニジマスとか、それからモツゴであったり、そういったいろいろなものにつくウイルスらしいです。これによるアユの死亡というのが何県がで起こっていて、これは割と高温でなるらしいんですけども、琵琶湖でも発生しているということで、ちょっと注意を必要とするかと思えます。

それから、あと、最近、養殖業がかなり不振ということで、長野県は信州サーモンとかがかなりやって、信州サーモンは何か、今年、全国湖沼河川養殖研究会で何か特別賞をとったという話もありますけれども。溪流魚なんかでは、最近、群馬県の上野村なんかでは、キャッチアンドリリースなんていうのをやってかなり成功しているんですけども。そこでは単にキャッチアンドリリースするだけではなくて、魚体のきれいな魚を、特定の養魚場と契約して、ふだんよりも高い値段で買い取って、きれいな魚を放流するようにしています。それが釣り人にかなり好まれて、すごい人気になっているというようなことも聞きました。ふだんあんまりこの会議では問題ばかりやっているの、どうしたらよくなるかという話はなかなかないんですけども、ちょっとそういう話を紹介させていただきました。以上です。

沖野会長 キャッチアンドリリースの一つの新しい方法ということですね。

片野委員 そうですね。放流する魚も、ともかくきれいで元気な魚をつくらうと。そのためにふだんよりも高い値段で買い取る。そして、契約をして、この養魚場から買い取ると。そのかわりきれいな魚をつくってくださいということで、契約するらしいです。キャッチアンドリリースでないですぐとられて食われてしまうかもしれないけれども、キャッチアンドリリー

スだったらそれで十分人をひきつけるというんですか、天然魚と変わらないというようなことで、そういう人気が出ていて。群馬県ではその上野村漁協というのはもうものすごい人気だというお話ですね。だから、いろいろな新しい試みがあっていいんじゃないかと思えますけど。

沖野会長 どうもありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。それでは、今日は大分早く終わりましたけれども、案件、すべてご承認いただきましたので、これで第200回だそうですが、会合を閉じさせていただきます。では事務局の方でお願いします。

事務局 ありがとうございました。本日は、お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして本当にありがとうございました。それでは、本年度といたしますと最後の委員会ですので、書記長の方から一言あいさつを申し上げたいと思います。

書記長 (あいさつ)

事務局 ありがとうございました。ではこれもちまして、第200回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員